

美瑛町スポーツセンター使用料金表（令和2年4月1日改定）

1 個人使用料

町内者個人使用料

区 分	使 用 料
町内に住所を有する者	免除

町外者個人使用料

区 分	単 位	使 用 料
大人（町外）	1日につき	400円
高校生以下（町外）	1日につき	200円

※ 高校生には、高校生と同年代を含む。

2 専用使用料

専用使用料

施 設 名	区 分	夏期（5月～10月）	冬期（11月～4月）
アリーナ	入場料を徴収しない場合	2,400円	3,150円
	入場料を徴収する場合	5,500円	6,300円
武道館	入場料を徴収しない場合	800円	1,050円
	入場料を徴収する場合	1,850円	2,100円
会議室		760円	910円
応接室		760円	910円

- 1 入場料等を徴収する場合は、使用者が入場者から入場料等を徴収して使用する場合、その他営利を目的として使用する場合をいう。
- 2 使用料は、それぞれの区分による1時間当たりの使用料に使用時間を乗じて得た額とする。この場合、使用時間に1時間未満の端数時間がある場合は、1時間として計算する。
- 3 使用面積が2分の1以下の使用の場合は、前項で算定された使用料の額の2分の1の額とする。
- 4 町民（町内に住所を有する者）以外の者が使用する場合の使用料は前2項により算出された額の2倍とする。
- 5 専用使用料は、個人使用料に加算する。

別紙<減免>

区分		使用料	
個人使用	1	美瑛町に住所を有する者が使用する場合。	免除
	2	町内の幼稚園、保育園、小・中・高校の児童生徒が使用する場合。	
	3	町外のスポーツ少年団に所属する者が町内のスポーツ少年団が主催する大会等で使用する場合。	
	4	独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家が窓口となって使用する場合。	
専用使用	1	町及び行政機関が主催若しくは共催する場合。	免除
	2	町内の幼稚園、保育園、小・中・高校が主催、主管する教育活動等に使用する場合。	
	3	町内の社会教育団体等が主催、主管する小・中・高生の健全育成を目的とした事業等に使用する場合。 (町内のスポーツ少年団活動を含む。)	
	4	町老人クラブ連合会及び地区老人クラブが主催、主管するスポーツ行事・大会等で使用する場合。	
	5	町内の団体が営利を目的としないスポーツ行事・大会等で使用する場合で、利用者の過半数が美瑛町に住所を有する者である場合。	
	6	町内の団体が営利を目的としないスポーツ行事・大会等で使用する場合で、利用者の過半数が町外者である場合。	使用料の2分の1
	7	登録団体（町民で構成する4人以上のアマチュアスポーツ団体で、現にスポーツセンター及び学校開放体育館を定期使用している団体）が使用する場合。	免除
	8	町内者で構成する4人以上の団体が使用する場合。	
	9	独立行政法人国立青少年教育振興機構国立大雪青少年交流の家が窓口となって使用する場合。	
会議室・応接室	個人使用、専用使用に準ずる	免除・使用料の2分の1	